

(1) 潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が令和5年5月19日に公布されました。その後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)が令和5年7月20日に公布されました。これに伴い、地方税法(昭和25年法律第226号)及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、潮来市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

2 改正内容

- 減額対象 国保加入の出産被保険者
- 減額内容 当該被保険者に係る国保税の所得割及び均等割
- 期 間 4カ月分(出産の予定日の属する月の前月から、出産予定月の翌々月までの期間)※多胎妊娠の場合は、6カ月分
- 産前産後免除イメージ

年 月	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11月出産	×	■	×	減額			
12月出産		×	■	減額	減額		
1月出産			×	■	減額	減額	減額
2月出産				減額	■	減額	減額

■ 出産予定日

← 令和6年1月1日

3 施行日

令和6年1月1日

4 その他

【影響額想定】

年間約40万円の保険税収減(15名想定、27,000円/人)

【財政負担】

国:1/2 県1/4 市1/4(約10万円)